

臨時営業の許可について

1) 西彼保健所の管轄は、出店場所が西海市、長与町、時津町となります

2) 施設基準について

施設（テント）の広さ

1 施設（テント）の間口は、おおむね 2m 以上とする。

施設（テント）の構造

天井及び周囲三方張り（天幕・ビニールシート）とすること。

流水式手洗い設備の設置

手洗い設備が近くにはない場合は、取扱品目に対し十分な容量の給水タンクを設置すること。

蓋つき廃棄物容器を設置すること



3) 衛生的な取り扱いについて

健康な人が調理すること。

手洗いを励行すること。（手洗い用具・消毒液の設置）

調理・販売においては、関係者以外は立ち入らせないこと。

材料は、新鮮な食品を使用すること。（保存温度を守ること）

材料・器具等は、直接床に置かないこと。

店舗内は、整理整頓し、店舗外には材料・器具を置かないこと。

現場では、食材の前処理は行わないこと。

料理は当日行うこと。作り置きはしないこと。

加熱する物は、内部まで十分に火を通すこと。

その他、提供品目と施設の図面を踏まえ、衛生面について指導を行わせていただきますので、西彼保健所へご相談ください。



問い合わせ先

〒852-8061 長崎市滑石 1 丁目 9 番 5 号

西彼保健所衛生環境課食品薬務班 Tel: 095-856-0693 Fax: 095-856-0692